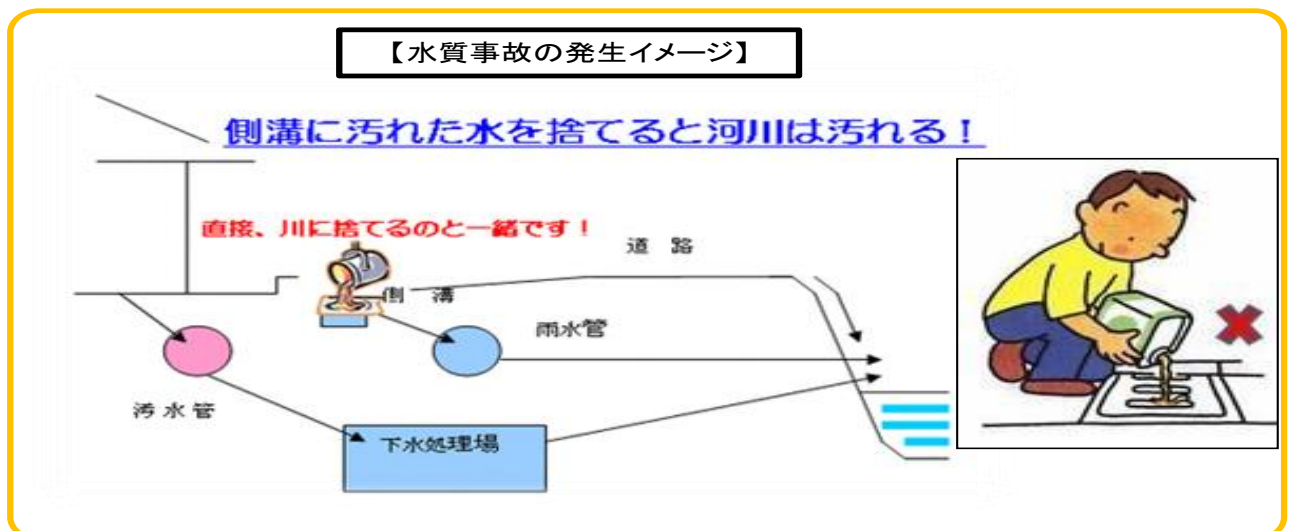


第 2 節 生活環境分野



施策 14：公害の発生防止と迅速な対応

取組み項目①	公害の発生防止												
(1) 東京都等の関係機関と連携を図り、関連法や条例等に基づいた規制・指導・監視により、工場や建設現場からの公害の発生防止を図る。(環境政策課) (2) 水質事故や野外焼却等による公害の発生を未然に防止するための啓発活動を実施する。(環境政策課)													
平成30年度の実施内容 (1) 工場や建設現場について、市民からの相談を受けての指導のほかに、関係法令・条例等に基づく申請や届出時を利用して、公害防止のための注意喚起や改善指導を行った。特に、工場の申請、指定作業場や特定建設作業の届出の際に、新たに事業者向けの届出チェックシートを作成し活用したことで、事業者に対し、公害防止の措置と規制基準の遵守を徹底させた。 (2) 野外焼却等については、市公式ホームページに公害の発生防止の記事を掲載して啓発を行った。 ※水質事故の防止に関しては、施策 05③の「平成 30 年度の実施内容」の記載のとおり。													
公害の苦情件数の推移 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度</td><td>126件</td></tr> <tr> <td>平成27年度</td><td>112件</td></tr> <tr> <td>平成28年度</td><td>107件</td></tr> <tr> <td>平成29年度</td><td>86件</td></tr> <tr> <td>平成30年度</td><td>70件</td></tr> </tbody> </table>		年度	件数	平成26年度	126件	平成27年度	112件	平成28年度	107件	平成29年度	86件	平成30年度	70件
年度	件数												
平成26年度	126件												
平成27年度	112件												
平成28年度	107件												
平成29年度	86件												
平成30年度	70件												
平成30年度の実施内容の評価 ↑取組みが前進した 【理由】 届出チェックシートを活用した指導で公害の発生を未然に防止し、生活環境の保全に努めることができた。 平成 30 年度の公害苦情の相談件数は平成 29 年度と比べて 16 件減少した。なかでも、水質事故の発生件数は減少し、原因が特定できた割合も増加した。全体としては、平成 25 年度以降は苦情件数は減少傾向となっており、指導や啓発といった取組みの成果が出てきていると評価している。													
今後の課題 公害の発生を未然に防止するため、届出チェックシートの活用は指導項目を漏らさず簡潔に説明することができ有効である。今後も継続する必要がある。 公害苦情相談のうち、特に水質事故の原因が特定できない事例は、再発の恐れが懸念される。公害の発生防止を向上させるため、今後は水質事故発生時の原因特定率を向上させる必要がある。													



取組み項目②	公害への迅速な対応
(1) 公害等が発生した場合の市への緊急連絡体制等を整備するよう、事業者等を指導する。 (環境政策課) (2) 環境回復に向けた必要な処置・対応を行う。(環境政策課)	
平成30年度の実施内容	
(1) 工事で雨水管に湧水等の排出を計画する事業者に対しては、事前に緊急連絡体制図を作成させ、排水計画書に添付するよう指導を行った。 (2) 市民から公害苦情相談を受けた場合は、現場を確認し、原因者に改善指導を行った。 主な実施内容として、水質事故に対しては、原因者を特定できた場合は、その者に対して側溝等を清掃させるなど原状復帰させ、再発防止のために事故発生の原因分析と改善のための改善計画書を作成させた。 野外焼却に対しては、現場を確認した上で指導を行い、再発防止を徹底させた。 また、夜間休日の対応については、警視庁、東京消防庁と連携して、迅速かつ適切な指導を行った。航空機騒音は主に米軍艦載機や陸上自衛隊立川飛行場を離着陸する一部のヘリコプターによるもので、市では具体的な措置や対応が行えないため、直ちに関係機関へ改善の申し入れを行った。	
平成30年度の実施内容の評価	
↑ 取組みが前進した	
【理由】 緊急連絡体制図は、万一、水質異常事故が発生した際に迅速な対応が図れるよう体制を整えさせるとともに公害発生を未然に防止することで、生活環境の保全に努めることができた。 また、平成 30 年度は建設工事中に大規模火災が発生し、多数の負傷者と火災による煤塵等で一時的に広域的な大気汚染を引き起こした。現場事務所も火災のため全く機能せず、緊急連絡網の活用ができなかったため火災発生時の大気汚染の状況や周辺環境への影響を把握することができなかった。 今後はこうした反省を活かすため、工事現場については工事会社の支店までを連絡体制の範囲とし、併せて緊急時の連絡担当者も置くように指示する。また、緊急時の大気環境の状況を把握できるような検査体制作りを東京都と検討する必要がある。市民からの公害苦情相談については、原因者に直接改善を指導したことで、再発防止の徹底を図ることができた。 また、夜間休日の対応については、市、警視庁、東京消防庁がともに連携して対応できる体制を確立したことに伴い、夜間休日の対応についても速やかに対応できるようになった。	
今後の課題	
平成 31 年度からの特定建設作業の緊急連絡網については工事会社の本社又は支店までの連絡先と緊急時の担当者を明確にさせる。また、緊急時の大気環境等の検査体制を東京都と検討を始める。 公害苦情相談は、引き続き現場を確認しながら適切な対応を行う。 市では具体的な対策が行えない航空機騒音については、引き続き、東京都などを通じて国への働きかけを強化する必要がある。	

施策 15：生活環境の保全

取組み項目	生活環境の保全のためのモニタリング（定期調査と情報提供）
（１）大気、水質及び流量、ならびに交通量等を把握するとともに、測定結果を公表する。 （環境政策課）	
平成３０年度の実施内容 大気環境調査は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化イオウ、一酸化炭素について年２回、光化学オキシダント、ダイオキシン類等について年１回の調査を行った。 河川の水質調査は、流量、pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数等について年２回の調査を行った。 自動車騒音の常時監視は、環境省で指定された市内の道路の騒音を５年間ですべて調査するもので、平成３０年度は６路線（６地点）の調査を行い、幹線道路の道路端から５０ｍの範囲の面的評価を行った。 交通量調査は、市内の主要交差点９地点において年１回行った。 これらの大気環境、河川の水質及び道路交通騒音、交通量の調査結果については市公式ホームページで公表した。	
平成３０年度の実施内容の評価 →これまでと変わらない 【理由】 大気環境調査で環境基準値を超過した項目は、光化学オキシダントのみであった。光化学オキシダントは光化学スモッグの発生原因物質として、環境基準の達成率は全国的に低く広域的な課題である。光化学オキシダントの主な発生原因はVOC（揮発性有機化合物）と言われているが、市内の対象となる事業所は、他市と比較して少なく、その排出量も少ないため、環境基準値を超過した原因は市域を越境した広域的な影響によるものが大きいと考えられる。 河川の水質調査の結果で環境基準値を超過した項目はpHと大腸菌群数であった。東京都では、環境基本法に基づき公共水域における水質汚濁に係る環境基準の類型指定の見直しを平成２９年４月１日付で行い、市内では大栗川がＢ類型からＡ類型に見直された。そのため、特に環境基準が厳しくなった大腸菌群数についてはその影響を受け、昨年度よりも達成率が低くなった。（参考：大腸菌群数の環境基準値　Ｂ類型　５０００ＭＰＮ／１００ｍＬ以下→Ａ類型　１０００ＭＰＮ／１００ｍＬ以下）。 道路交通騒音については、平成２６年度から平成３０年度までの市全体の達成割合は９８．７％であった。 市内の交通量は、平成２９年度の結果と比較すると主要交差点９地点のうち３地点で増加し、６地点で減少していた。 これらの調査を行ったことで、市内の環境の状況を把握することができた。	
今後の課題 光化学オキシダント及び大腸菌群数については、環境省の中央環境審議会で項目や評価方法の見直しが進められている。なお、環境基準の改訂は未定であるが、今後改訂された場合は、市のこれまでの調査結果の継続性を保つため、調査方法や評価方法を検討する必要がある。 また、光化学オキシダントについては、市内にも少なからずVOC（揮発性有機化合物）を取扱う対象事業所があるため、今後についてもVOCの使用量や環境中への排出量を減らしていくため、東京都と連携しながら啓発等の取り組みを継続していく必要がある。 大腸菌群数については、都市河川の傾向として、環境基準の超過は全国的な課題である。原因は自然由来の他に人等の動物由来による影響も考えられるため、衛生面の観点から汚染の原因や経路を把握する必要がある。今後についても、乞田川の大腸菌の汚染源特定のための追跡調査を継続する必要がある。 道路交通騒音については、環境基準の未達成の路線については、引き続き道路管理者へ改善を要請していく必要がある。	

●大気環境の課題

◆課題物質：光化学オキシダント

（市の調査結果）

前年度と同様に全地点で調査期間中に環境基準値を超えた日がありました。

（環境基準値超過の原因）

主な発生原因の揮発性有機化合物を含む化学物質の環境中への排出量は、他市と比較して少ない状況であり、環境基準値を超過した原因は、市域を越境した広域的な影響によるものが大きいと考えています。

（都内の状況から見た市の状況）

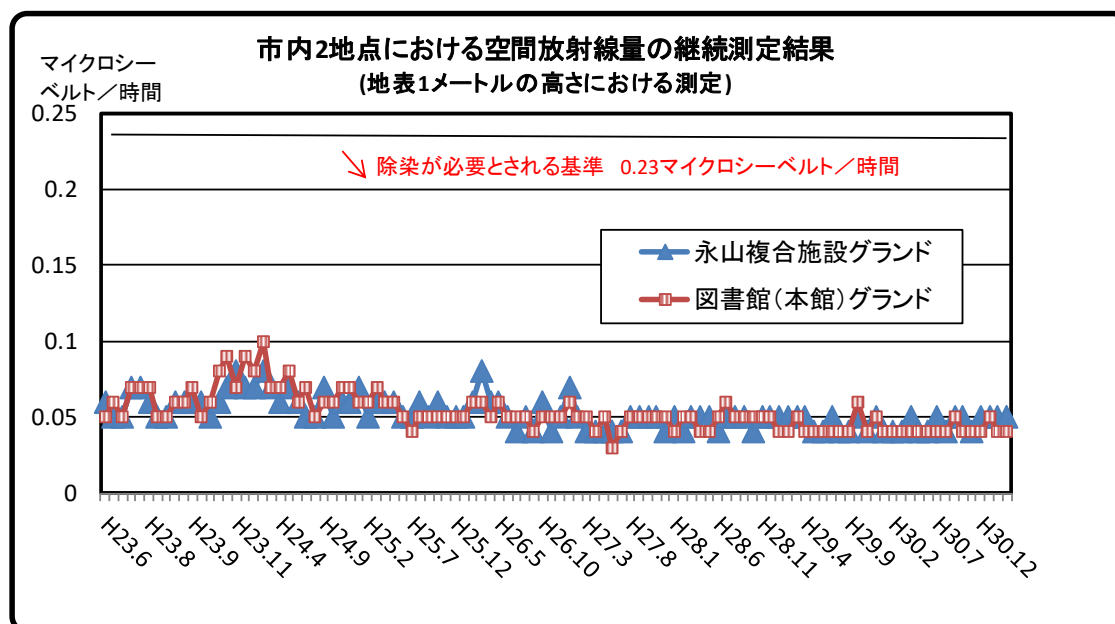
光化学オキシダントは、平成29年度の都の一般環境大気測定局（全41局）でも環境基準を達成した局は1局もなく、さらに、平成28年度の環境省の調査結果においても1173局中達成した局は1局のみという極めて低い達成割合で例年と同様に推移しており、全国的な重点課題となっています。

（今後の対応）

市では、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に基づき、化学物質を一定量以上使用する事業所に対して、適正管理化学物質の使用量等の報告のなかで化学物質の適正管理を推進していきます。また、適正管理化学物質の使用量等の報告の対象外となる化学物質の使用量が少ない事業所に対しても、東京都と連携しながら排出抑制のためのセミナーや研修会等を紹介し、参加を促すことで、少しでも大気環境の改善が図られるよう推進していきたいと考えています。

施策 16：放射線への対応

取組み項目	放射線にかかる情報提供と迅速な対応
(1) 東京都等の関係機関と連携を図り、大気、水、土壌等の放射線量等を把握し、必要な情報提供を迅速に行う。(環境政策課) (2) 国等の定める基準を超えた放射線量が確認された場合、関係機関と連携して、除染等の必要な対応を図る。(環境政策課)	
平成30年度の実施内容	
(1) 福島第一・第二原子力発電所の事故による放射線の影響については、毎月、市内2地点で空間放射線量率の定点測定を行った。測定結果は、いずれも環境省が除染の対象として示す地表から1メートルの高さで毎時0.23マイクロシーベルトを下回り、安定して推移していた。 その他に消費者庁から貸与された放射性物質の検査機器を活用し、学校給食の検査を12検体及び市民からの依頼による食品の検査を49検体行った。検査結果は、いずれも食品衛生法の基準値未満であった。結果はすべて市公式ホームページで測定及び検査の翌日までに公表した。 (2) 平成30年度に市が行った空間放射線量率の定点測定では、環境省が除染の対象として示す数値を超える値は確認されなかった。	
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 市内2地点における空間放射線量率の定点測定の結果は安定して推移しており、平常時の基礎データを収集することができた。 また、学校給食及び市民からの依頼による食品検査の検査結果についても、いずれも食品衛生法の基準値未満で、これらを市公式ホームページで迅速に公表することで市民へ安心を提供することができた。	
今後の課題	
福島第一・第二原子力発電所は廃炉に向けた取組みが進められているが、報道によると、当初の計画通り進んでおらず、また、放射性物質を含む汚染水対策も現在まだ万全な体制ではない。 放射線に対する市民の不安は、市に寄せられる相談件数を見ると、ほぼ収束傾向にあると認識しているが、まだ不安を感じている市民も少なくない。 今後についても、市民の不安への対応と基礎データの収集を引き続き行うため、空間放射線量率の定点測定等を継続していく必要がある。	



施策 17：まち美化の推進

取組み項目	まち美化の推進
	(1)「多摩市まちの環境美化条例」に基づきまちの美化の推進を図る。(環境政策課) (2) 市民団体等と連携し、まちの美化の推進を図る。(環境政策課) (3)「多摩市まちの環境美化条例」施行後の条例の市民への周知状況を把握して、新たな施策展開を検討し取り組む。(環境政策課)
	平成30年度の実施内容 (1) まち美化重点区域を周知する路面シートの貼り替え 平成29年度に引き続き、2020年に開幕予定のオリンピック・パラリンピック東京大会の気運醸成事業の一環として、まち美化啓発用路面シートの英語併記版を作成し、市内4駅に約50枚貼り替えを行った。その他、磨耗が激しかった小田急多摩センター駅改札前の大型路面シートの貼り替えを行った。 (2) まち美化キャンペーンの活動手法の改革を試行的実施 聖蹟桜ヶ丘駅周辺で行う「まち美化キャンペーン」において、これまでと異なる呼びかけ・周知により新たな参加者を獲得した。また、実施方法を見直し、リーダー・副リーダーを中心として清掃活動を行うことにより、広く活動のPRを行えた。グループ単位で清掃活動・ミーティングを行うことにより他団体との交流を深めるとともに活動の振り返りを行った。 (3) 啓発方法の見直しと苦情場所への対応 まち美化推進協議会においてこれまでの取組みの成果と課題について整理し、当面の取組みの方向性について検討し「これまでの啓発方法の見直し」及び「苦情が多発している場所への対応」としてまとめた。これに基づき、子供たちを通じたまちの環境美化への意識啓発活動として、市内小学校にポスター作製を依頼し、子供の頃から環境美化について考える機会を創出した。また、作成してもらったポスターを苦情の多い箇所に設置することにより街中でポスターを目にした大人への啓発にも繋がった。
	平成30年度の実施内容の評価 ↑取組みが前進した 【理由】 英語併記の路面シート及び立て看板を設置することで路上喫煙・歩行喫煙の禁止について、外国人に向けた啓発活動を進めることができた。また、まち美化推進協議会において、今後の課題についての当面の取組みの方向性をまとめ、これに基づき、子供たちへの働きかけや苦情が多発する現場への対応について、職員が随時現地確認したり、子供たちの作成した啓発ポスターを設置したりなど、課題の改善に取り組み、その結果従来よりも多くの人に条例の周知や、まちの環境美化に対する意識啓発をすることができた。
	今後の課題 誰もが快適に過ごせる環境づくりは必要不可欠であり、吸い殻やごみのポイ捨てなど、まちの環境美化を損なう行為は、街のイメージダウンにもなる。そのため、今後もさらにまちの美化の推進のための啓発を行う必要がある。

【多摩市まちの環境美化条例概要】

	遵守事項	
市民（事業者を含む）	【公共の場所】 ・吸い殻、紙くず、空き缶その他のごみのポイ捨てを禁止します ・落書きを禁止します ・ペットの糞の放置を禁止します ・自販機を設置する場合は、併せて回収容器を設置しなければなりません	
	【まち美化重点区域】 ※ 市内4駅周辺 ・路上喫煙を禁止します	【路上】 ・歩行喫煙を禁止します
土地所有者	空き地の土地所有者は、雑草の繁茂が放置されるなど、周辺住民の生活環境に被害が生じるような状態にしてはなりません	

施策 18：路上駐車・放置自転車の防止

取組み項目①	路上駐車・放置自転車の防止
(1) 必要に応じて、自転車放置禁止区域を見直すとともに、公共駐輪場を適切に整備する。 (交通対策担当) (2) 市民団体等と連携し、違法駐車や放置自転車の防止を図るため、監視やキャンペーン等を実施する。 (交通対策担当)	
平成30年度の実施内容	
(1) 駐輪場利用者の向上及び施設保全を目的に、聖蹟桜ヶ丘駅東駐輪場の建替工事を実施した。また、土曜日の放置自転車等の撤去を開始した。 (2) 市内4駅で市民団体等と連携し、放置自転車クリーンキャンペーンを実施した。また、毎月1回を目途に市内2駅で違法駐車及び放置自転車防止に向けた啓発活動を実施した。	
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】 (1) 放置自転車等については緩やかに減少している。これまでの取組を引き続き実施していく。なお、平成30年度は聖蹟桜ヶ丘駅東駐輪場の建替工事を実施した。自転車だけでなく、市民要望が多かった大型バイクも設置できる駐輪場として令和元年5月1日に運営を開始する。 (2) 引き続き市民団体等と実際に放置されている自転車に警告札を貼るなど、共に現状確認を行うことで放置防止に向けた意識の向上を図る。	
今後の課題	
放置自転車台数は減少傾向ではあるが、依然として放置自転車は存在する。特に日曜・祝日・夜間の放置自転車への対策が課題となっている。 また、唐木田駅周辺では既存駐輪場以外に用地が無いことから、用地取得が課題となっている。	

施策 19：みどりと都市が調和した街なみの保持

取組み項目①	原風景の保全
(1) 多摩市の原風景や、歴史・文化を感じることのできる景観の保全のため、良好な景観ポイントの周知等を行う。(都市計画課、公園緑地課)	
平成30年度の実施内容	
平成25年5月に多摩市都市計画マスタープランを改定し、「景観づくりの方針」として、多摩市の原風景や、歴史を感じることのできる景観を保全する旨を盛り込んでおり、その周知を図った。(都市計画課)	
東京都と各区市町村が合同で策定している「緑確保の総合的な方針」において、日野市境の和田地区、原峰公園周辺地区及び一ノ宮の水田周辺地区を原風景を残す景観上も貴重な地区として、緑を守る「確保候補地」への位置付けをおこなっているが、平成30年度には具体的な取組みには至っていない。 (公園緑地課)	
平成30年度の実施内容の評価	
→これまでと変わらない	
【理由】平成25年5月の多摩市都市計画マスタープランの改定による「景観づくりの方針」の位置づけに基づき、取り組んでいるため。(都市計画課)	
多摩の原風景を残す貴重な場所として今後も保全されるよう、引き続き、土地の動向把握はじめ保全に関わる検討をおこなっていくこととしているが、具体的な取組みには至らなかった。(公園緑地課)	
今後の課題	
将来の保全に向けては、都市計画や農政部局とも連携し、引き続き、土地動向など情報収集に努める。 (公園緑地課)	

取組み項目②	街なみに配慮した建物等の建設
(1) 公共施設等の建設に際して、街なみに調和するように努める。(都市計画課、行政管理課)	
(2) 開発事業やマンション、住宅等の建設に際して、関係法令や「多摩市街づくり条例」等に基づき、必要な助言・指導を行う。(都市計画課)	
平成30年度の実施内容	
(1) 西落合小学校改修工事にて景観法第16条5項に基づく届出を行い工事を実施した。(1年目部分) (施設保全課)	
(2) 街づくり条例による開発事業16件の協議を行った。(都市計画課)	
平成30年度の実施内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】(1) 街並みに調和した公共建築物が増えた。(施設保全課)	
(2) 街づくり条例等に基づき、良好な開発事業になるよう指導・誘導を行った。(都市計画課)	
今後の課題	
(1) 改修工事においても街並みに調和するように努めていく。(施設保全課)	

取組み項目③	街なみの保全や育成等に関する制度等の活用
(1) 地域主体の街なみの保全や育成に際して、地区計画等の適切な活用を支援する。(都市計画課)	
平成30年度の実施内容	
街づくりに関する専門家の派遣や活動費の助成メニュー用意、随時の住民相談等を実施した。	
平成30年度の実施内容の評価	
↑取組みが前進した	
【理由】桜ヶ丘一丁目53番地地区地域街づくり協議会の活動の支援を引き続き行った。	
今後の課題	
地区整備計画の策定に向け、地権者間の合意形成が難航している。合意に向けてどのような働きかけをしていくかが課題である。	

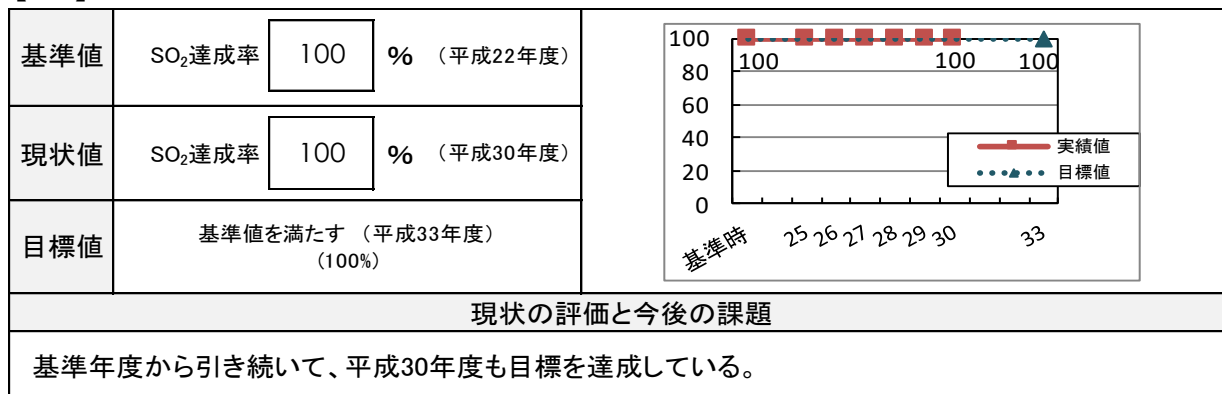
生活環境分野における管理指標の状況

①大気汚染にかかる環境基準適合率（環境政策課）

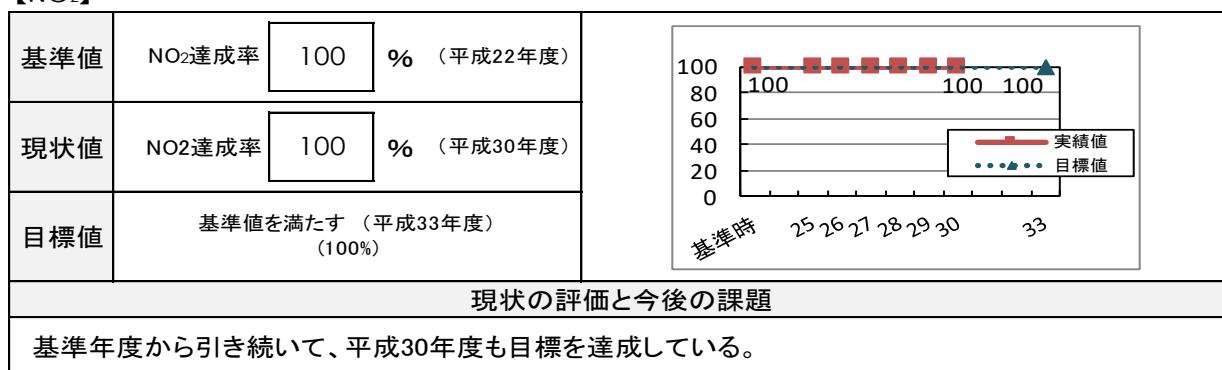
※短期目標の適合率

大気汚染物質であるSO₂、NO₂、SPM、CO、O_xの濃度を定期的に測定したうえで、市内の主な大気汚染の原因であるO_x（光化学オキシダント）について、基準値を満たしているか把握します。

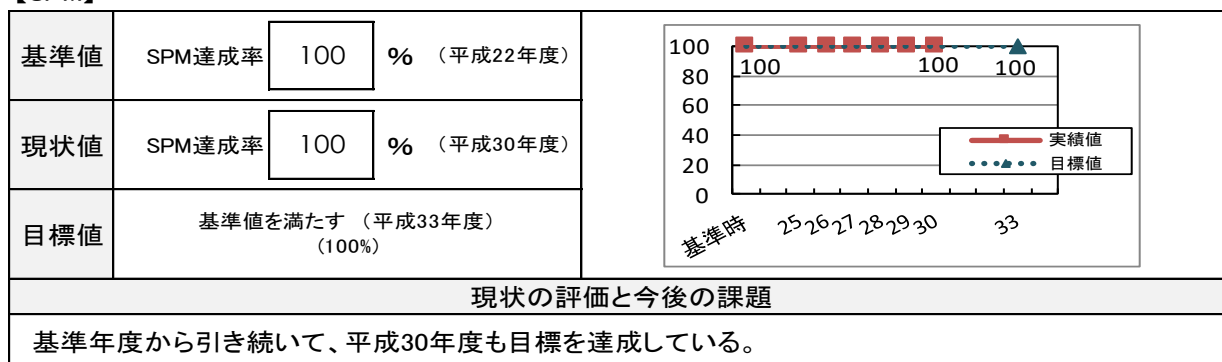
【SO₂】



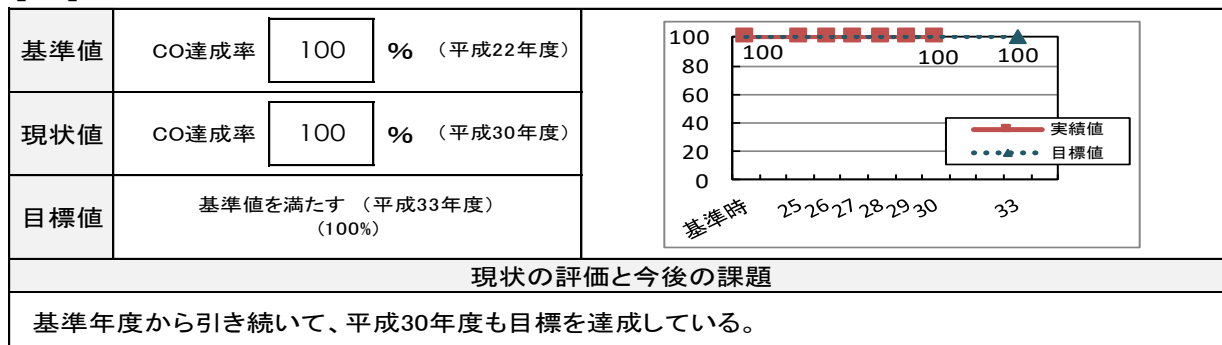
【NO₂】



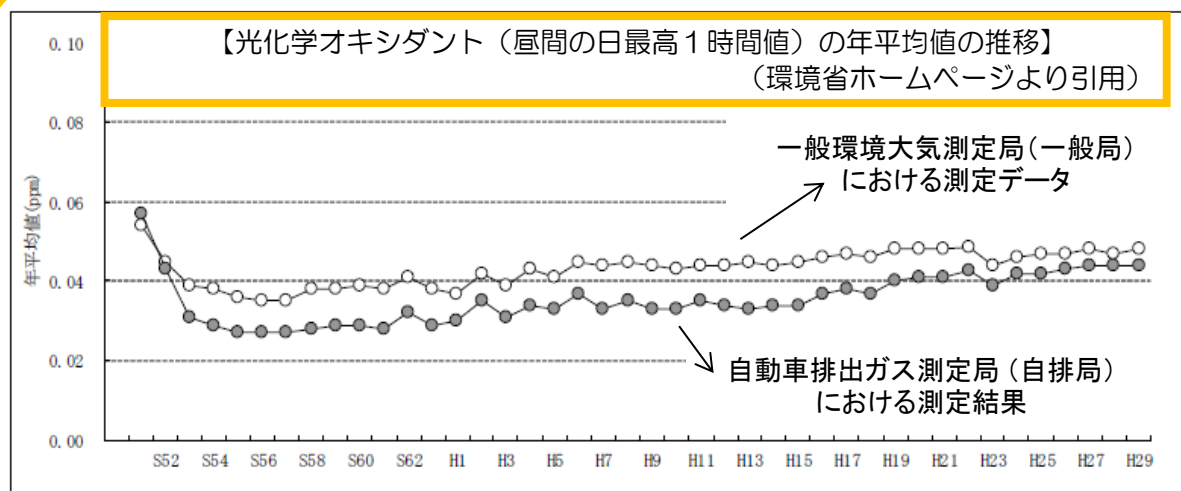
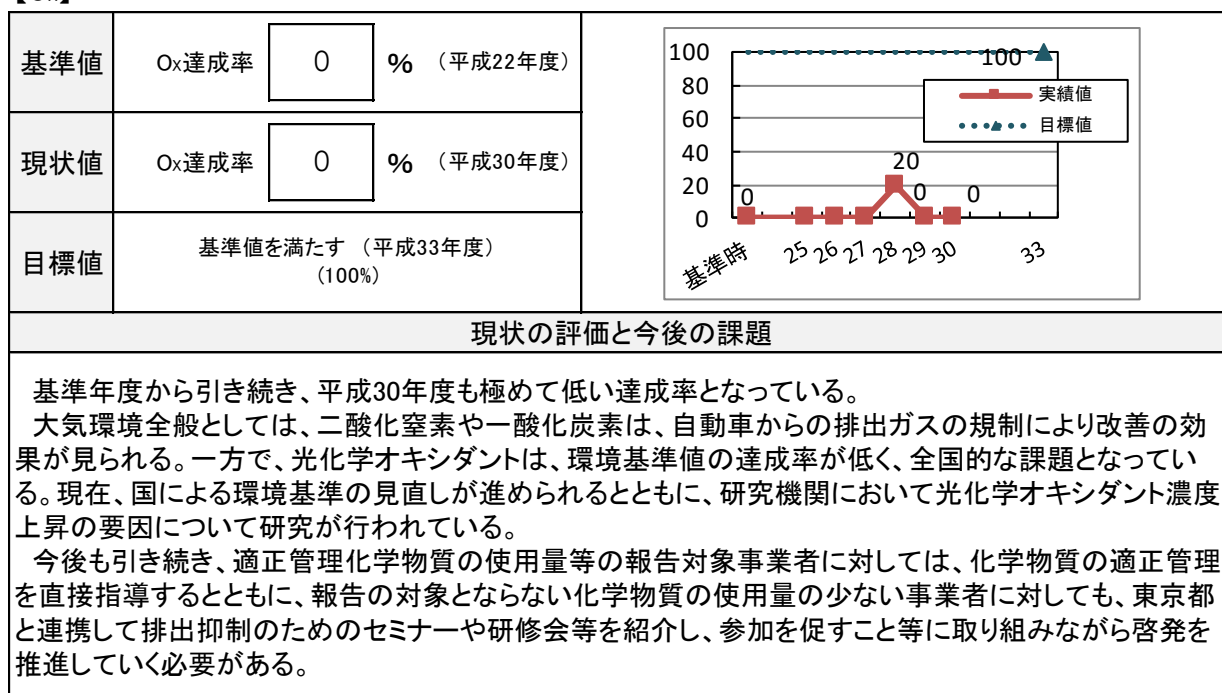
【SPM】



【CO】



【O_x】



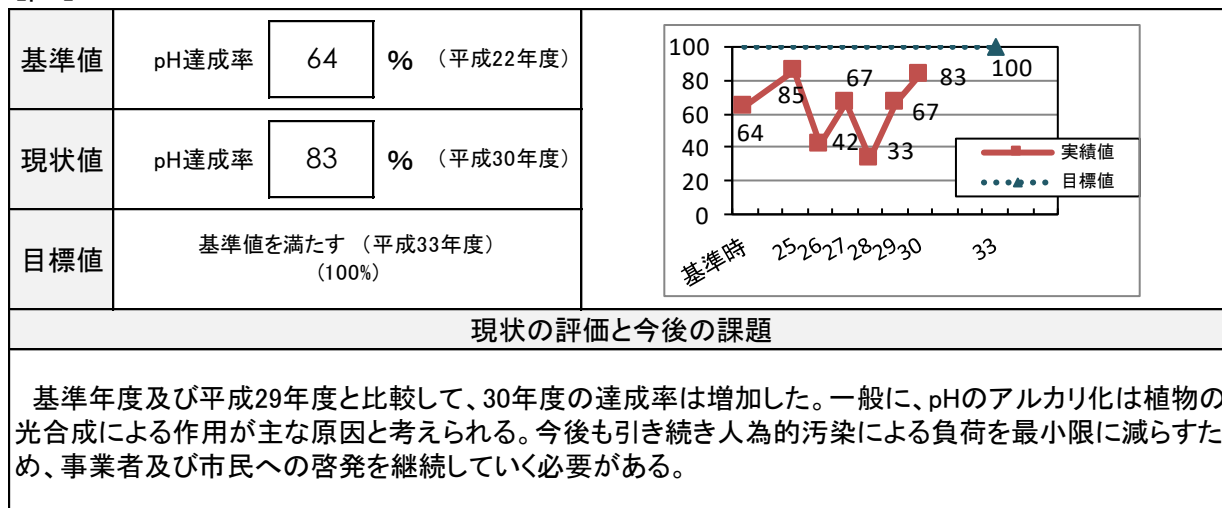
	S51	S52	S53	S54	S55	S56	S57	S58	S59	S60	S61	S62	S63	H1
一般局	0.054	0.045	0.039	0.038	0.036	0.035	0.035	0.038	0.038	0.039	0.038	0.041	0.038	0.037
自排局	0.057	0.043	0.031	0.029	0.027	0.027	0.027	0.028	0.029	0.029	0.028	0.032	0.029	0.030
	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
一般局	0.042	0.039	0.043	0.041	0.045	0.044	0.045	0.044	0.043	0.044	0.044	0.045	0.044	0.045
自排局	0.035	0.031	0.034	0.033	0.037	0.033	0.035	0.033	0.033	0.035	0.034	0.033	0.034	0.034
	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
一般局	0.046	0.047	0.046	0.048	0.048	0.048	0.048	0.044	0.046	0.047	0.047	0.048	0.047	0.048
自排局	0.037	0.038	0.037	0.040	0.041	0.041	0.043	0.039	0.042	0.042	0.043	0.044	0.044	0.044

※自排局とは、自動車交通の影響を受ける交差点や道路沿道等における大気の汚染状況を常時監視するために設置された測定局。一般局とは、大気の汚染状況や気象について24時間観測を行っている測定局を指し、自排局を含まない。

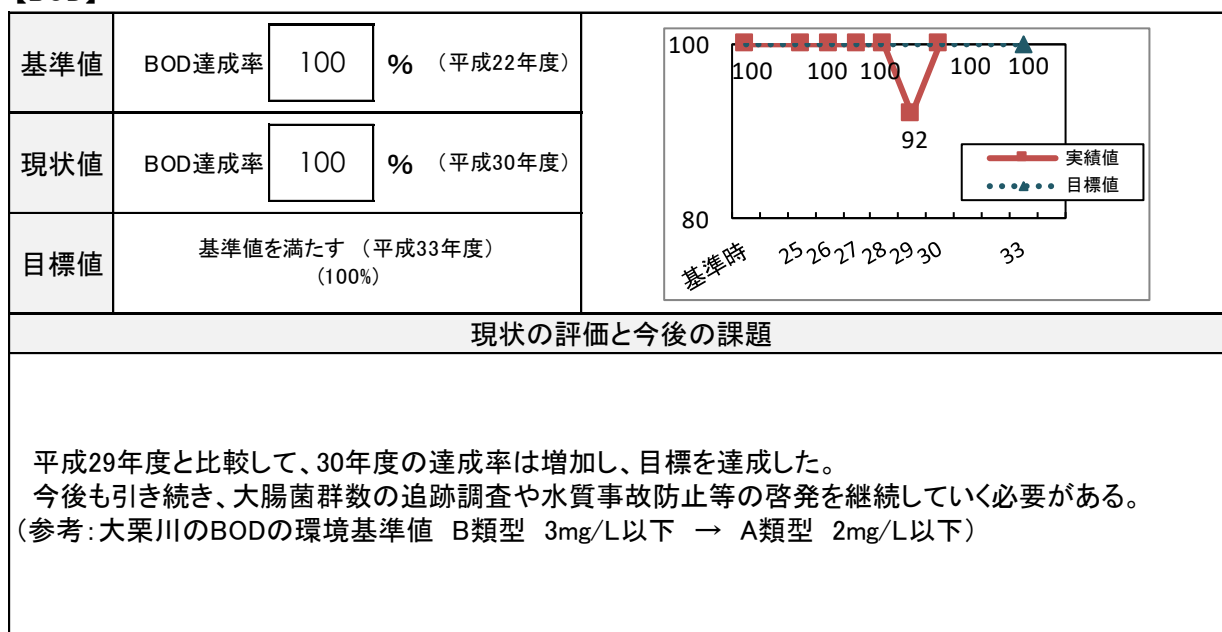
②水質汚濁にかかる環境基準適合率（環境政策課）

主な水質汚濁の指標となる pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数について定期的に測定を行い、基準値を満たしているか把握します。

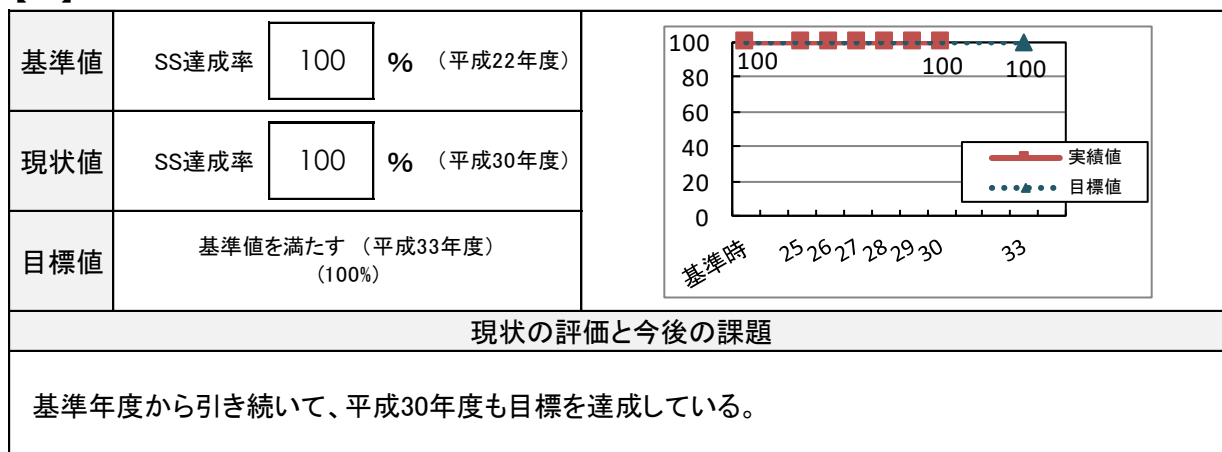
【pH】



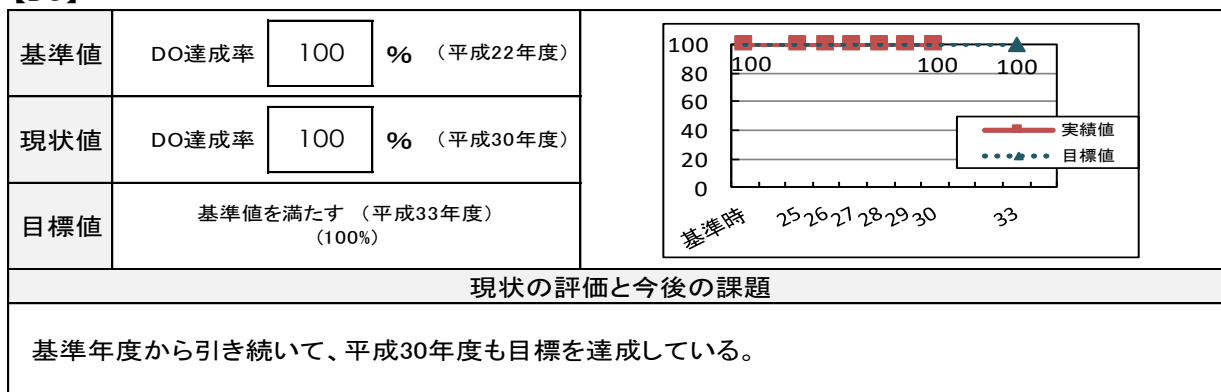
【BOD】



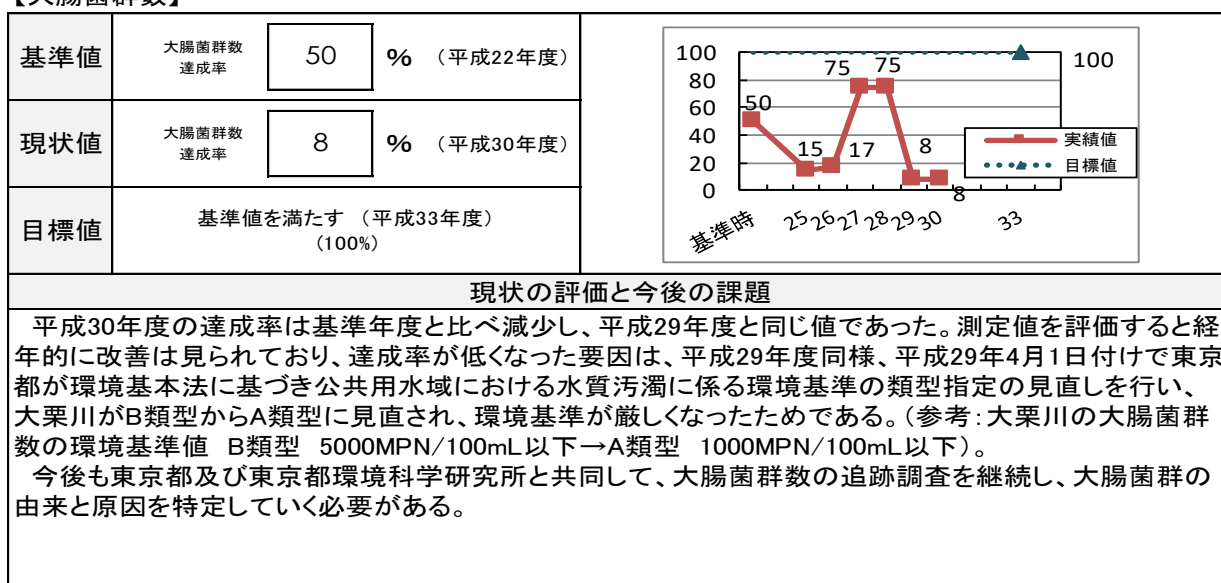
【SS】



【DO】

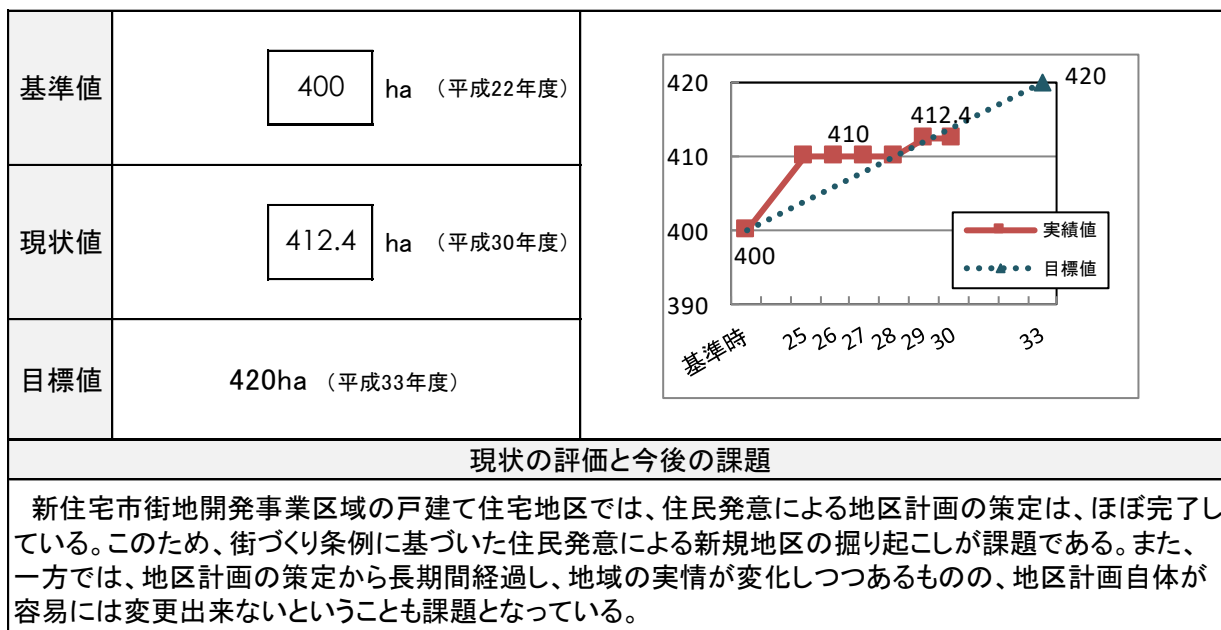


【大腸菌群数】



③地区計画の地区計画整備計画面積(都市計画課)

地区整備計画とは、地区計画区域内において、良好な住環境を保全するなどの地区のまちづくりのルールとなる事項を定めたものです。地区の特性に応じた具体的なまちづくりのルールを策定している面積を増やすことをめざし、良好な街なみ形成につなげていきます。



④ポイ捨てのないきれいなまちとを感じる市民の割合（環境政策課）

まちの環境美化の取組みの理解や浸透の度合いを測るために、アンケート等により、ごみのポイ捨てのないきれいなまちとを感じる市民の割合を把握します。

基準値	— %（平成22年度）
現状値	66 %（平成30年度）
目標値	100%に近づける（平成33年度）

年次	実績値 (%)	目標値 (%)
基準時	0	0
25	65	10
26	73	20
27	62	30
28	66	40
29	64	50
30	66	60
33	100	100

現状の評価と今後の課題

基準となる数値がないため、明確に分析することは出来ないが、多摩市をきれいなまちと感じている市民の割合は過去3年間平均でも65パーセントと6割を超えており、ほぼ横ばいではあるが取組みの効果が一定程度出ていると考えている。今後も、環境啓発事業に適宜改善を加えながら継続的に実施し、市民の理解・関心を高めたい。

⑤放置自転車台数（交通対策担当）

市内4駅周辺の駐輪場を計画的に整備し、自転車放置禁止区域内の放置自転車をなくすことで、歩行者の安全とともにきれいで美しいまちをめざします。

基準値	219 台（平成22年度）	<table border="1"><thead><tr><th>年度</th><th>実績値</th><th>目標値</th></tr></thead><tbody><tr><td>基準時</td><td>219</td><td>219</td></tr><tr><td>25</td><td>167</td><td>190</td></tr><tr><td>26</td><td>94</td><td>161</td></tr><tr><td>27</td><td>48</td><td>132</td></tr><tr><td>28</td><td>48</td><td>103</td></tr><tr><td>29</td><td>39</td><td>74</td></tr><tr><td>30</td><td>39</td><td>45</td></tr><tr><td>33</td><td>0</td><td>0</td></tr></tbody></table>	年度	実績値	目標値	基準時	219	219	25	167	190	26	94	161	27	48	132	28	48	103	29	39	74	30	39	45	33	0	0
年度	実績値		目標値																										
基準時	219		219																										
25	167	190																											
26	94	161																											
27	48	132																											
28	48	103																											
29	39	74																											
30	39	45																											
33	0	0																											
現状値	39 台（平成30年度）																												
目標値	0 に近づける（平成33年度）																												
現状の評価と今後の課題																													
平成23年度から減少傾向であり、毎年実施している放置自転車禁止区域での撤去や啓発活動の成果が表れている。今後も引き続き放置自転車等の減少を図る。																													